

大垣都市計画地区計画の決定（神戸町決定）

都市計画 下宮工業団地地区 地区計画を次のように決定する。

名 称	下宮工業団地地区 地区計画	
位 置	神戸町大字下宮字村前の一部	
面 積	約6.7ha	
地区計画の目標	本地区は、2019年度に開通予定の（都）東海環状自動車道（仮称）大野・神戸インターチェンジから約3kmの位置にあり交通利便性に優れた地区である。このため、周辺環境に配慮し立地条件を活かした良好な産業集積地として整備することを目標とする。	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	建築物等の用途の規制を行いながら周辺環境に配慮した工業団地としての土地利用を図る。
	地区施設の整備方針	工業団地としての輸送の機能を確保するため地区内の主な道路は幅員9mを確保し、地区内交通の安全・円滑化を図る。
	建築物等の整備方針	地区計画の目標、土地利用の方針に基づき、周辺環境に配慮した工業団地を形成するため、建築物等の用途の制限、敷地面積の最低限度並びに建築物等の形態及び意匠の制限などを定める。
	その他当該区域の整備、開発及び保全に関する方針	河川の状況を鑑み、必要な場合は岐阜県宅地開発指導要領に基づき調整池を設置し、周辺環境に配慮した良好な工業団地を整備する。

			名称	幅員	延長	備考
	地区施設の配置及び規模	道路	区画道路1号	9m	約260m	計画図のとおり
			区画道路2号	9m	約230m	計画図のとおり
			区画道路3号	9m	約155m	計画図のとおり
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（わ）項に掲げる建築物を建築してはならない。			
		建築物の敷地面積の最低限度	1,000m ²			
		建築物の高さの最高限度	建築物の高さは、周辺の景観等に配慮した高さとする。			
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	<p>1 建築物及び工作物の形態及び意匠については、次の各号のいずれにも該当していること。</p> <p>(1) 建築物等の色彩は周辺の環境に配慮した落ち着いたある色調とすること。</p> <p>(2) 周囲の景観を害するような彫刻、絵及び模様等を施さないこと。</p> <p>(3) 過度に明るい照明設備を設置しないこと。</p> <p>2 建築物の敷地内に設置できる広告物は次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 自己の用に供するもので、法令に基づくもの</p> <p>(2) 周囲の景観に配慮したもの</p> <p>(3) 屋上広告物でないもの</p>			
		垣又はさくの構造の制限	垣又はさく（門柱及び門扉を除く）は、生け垣、植栽等の緑化が施されたもの又は透過可能なフェンス等の設置に努めること。			

「区域、地区施設は計画図表示のとおり」

理由

交通利便性に優れた本地区に、周辺環境に配慮した新たな産業集積地を形成するため地区計画の都市計画決定を行う。